

# 国家行政組織法等の法律 (抄)

資料 8

## 国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)(抄)

### (組織の構成)

#### 第 2 条

- 2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

## 内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)(抄)

### (組織の構成)

#### 第 5 条

- 2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

## 総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)(抄)

### (所掌事務)

第 4 条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 16 政策評価(国家行政組織法第 2 条第 2 項及び内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 5 条第 2 項の規定による評価をいう。(以下この号及び次号において同じ。))に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
- 17 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 18 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を除く。)及び監視を行うこと。
- 19 第 17 号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
- イ 独立行政法人の業務(第 17 号の規定による評価に関連する場合に限る。)
- ロ 第 15 号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人(その資本金の2分の1以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。)の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

20 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務(各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。)の実施状況に関し調査を行うこと。

### (勧告及び調査等)

第6条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第4条第10号、第17号及び第18号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、行政評価等を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、行政評価等に関連して、第4条第19号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、行政評価等の目的を達成するために必要な最小限度において、第4条第20号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、行政評価等の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6 総務大臣は、行政評価等の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 総務大臣は、行政評価等の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法(昭和22年法律第5号)第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8 総務大臣は、第4条第18号の規定による評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べるることができる。